

富田林市ひと休みベンチ設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人とまちがにぎわう元気なふるさと富田林の創生を目指し、市民が外出時に安心して休憩できる空間を確保することを目的に、歩道、公園等にベンチを設置する、富田林市ひと休みベンチ設置事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、事業の趣旨に賛同し、ベンチの寄附を希望する者（以下「寄附者」という。）からの寄附により、歩道、公園等にベンチを設置するものとする。

(ベンチの設置場所)

第3条 ベンチの設置場所は、市が指定する歩道、公園等とし、道路法（昭和27年法律第180号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）その他関係法令及び条例の規定に適合する場所とする。

(ベンチの仕様等)

第4条 ベンチの仕様は、原則として固定式とし、堅固で、かつ、十分な安全性を有するものとして、市長が指定するものとする。

2 ベンチには、看板、ごみ箱、灰皿その他の附属品を付してはならない。

(寄附者)

第5条 寄附者となることができる者は、個人、団体、企業等とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる者
- (2) 政治団体及び宗教団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 法令等の制限その他の制約がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(寄附の申出等)

第6条 市長は、寄附者から富田林市ひと休みベンチ寄附申出書（様式第1号）により、寄附の申出があったときは、設置場所等について寄附者と必要な調整

を行うものとする。

- 2 市長は、ベンチの設置完了後、富田林市ひと休みベンチ寄附受納通知書（様式第2号）により、寄附者に通知するものとする。この場合において、ベンチの設置に係る費用は、市が負担する。

（所有権の帰属及び管理）

第7条 ベンチの所有権は、富田林市に帰属し、その管理は富田林市が行うものとする。

- 2 市長は、ベンチを移設する必要があるときは、市長の権限と責任により、移設することができる。
- 3 市長は、損傷、老朽化その他の理由により、設置したベンチの使用に問題があると認めるときは、撤去することができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。